

となみちサポーター制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、砺波市が管理する道水路（以下「道路等」という。）を利用する者が、愛護の心を持って、自ら進んで道路等の清掃、美化等の作業活動（以下「ボランティア活動」という。）を支援することを目的とした「となみちサポーター制度」の実施に関し、必要な事項を定める。

(市の支援事業)

第2条 市は、となみちサポーター制度の目的を達成するため、次の支援事業を行う。

- (1) ボランティアの登録
- (2) ボランティアのネットワークづくり
- (3) ボランティア活動の周知広報
- (4) 関係機関等への協力要請
- (5) その他必要と認める事業

(ボランティアの登録)

第3条 道路等においてボランティア活動を積極的、継続的に行う団体又は個人（以下「ボランティア団体等」という。）は、ボランティアとして登録（以下「登録」という。）することができる。また、登録する場合は、あわせて当該ボランティアは、砺波市ボランティアセンター及び庄川ボランティアセンターに登録する。

(登録の制限)

第4条 ボランティア団体等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員をいう。）を構成員とする団体であるなど、当該ボランティアとしてふさわしくないと認められるときは、前条の登録をすることができない。

(ボランティア活動の内容)

第5条 ボランティア活動の内容は、「清掃・美化」、「緑花」、「除排雪」とする。

- 2 ボランティア活動は、事故等の防止のため、路肩、歩道、緑地帯等の安全な場所において行わなければならない。

(登録の手続)

第6条 登録しようとするボランティア団体等は、ボランティア活動を行う道水路の区間を管理する砺波市長（以下「市長」という。）に対し、ボランティア登録申込書（様式第1号）により、登録を申し込むものとする。ただし、登録しようとする区間が、既に他のボランティア団体等に登録されているときは、当該ボランティア団体等の了解を得なければならない。

- 2 市長は、前項の申込みがあったときは、となみちサポーターとして登録し、登録証（様式第2号）を交付するものとする。この場合において、市長はあらかじめ当該道路区間の存する自治振興会等関係団体の意見を聞くものとする。

(ボランティア活動の報告)

第7条 ボランティア団体等は、当該年度におけるボランティア活動の実績及び翌年度におけるボランティア活動の継続の意思について、ボランティア活動報告書（様式第3号）に

より、毎年2月末日までに市長へ報告するものとする。

(登録事項の変更)

第8条 ボランティア団体等は、登録事項に変更が生じたときは、ボランティア登録変更届(様式第4号)により、速やかに市長へ届け出るものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、審査のうえ登録内容を変更し、必要に応じて登録証を再交付するものとする。

(登録の抹消)

第9条 市長は、ボランティア団体等が次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を抹消し、登録証の返還を求めることができる。

(1) ボランティア活動報告書(様式第3号)において、翌年度の登録をしない意思表示があったとき。

(2) ボランティア登録抹消届出書(様式第5号)の届出があったとき。

(3) 長期間にわたって、ボランティア団体等の代表者と連絡がとれない場合等、市長がとなみちサポーターとしてふさわしくないと判断したとき。

(消耗品等の支給)

第10条 市長は、ボランティア活動に必要と認められる消耗品等を予算の範囲内で支給することができる。

(表示板の設置)

第11条 市長は、ボランティア団体等の希望により、団体名、活動内容等を記載した表示板(様式第6号)を該当区間内又はその周辺に設置することができる。この場合において、市長は、交通の支障の有無、周辺景観との調和等を勘案し、設置箇所等の検討を行わなければならない。

2 表示板は、1つのボランティア団体等につき、片側1区間当たり1基を設置するものとする。ただし、登録区間が長い場合においては、複数基を設置できるものとする。

3 表示板の大きさは、A3サイズとする。ただし、これにより難しい場合はこの限りでない。

(表示板の変更等)

第12条 市長は、第6条第1項ただし書、第8条及び第9条の事由が生じた場合において、必要と認めるときは、表示板を移設し、若しくは内容を変更し、又は撤去することができる。

(登録台帳の整備)

第13条 市長は、第3条により登録しているボランティア団体等の申込書を保管し、登録台帳を整備するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、ボランティア制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

概要版

となみちサポーター（砺波市道路等愛護ボランティア）制度

1 制度の目的

砺波市が管理する道水路において、道水路利用者が自ら進んで行う清掃、緑花、除排雪等のボランティア活動を支援することで、ボランティア活動の活性化や愛護の心を育むことを目的としています。

2 制度の対象範囲

(1) 対象

砺波市が管理する道水路

(2) 対象者

ボランティア活動を積極的、継続的に行う団体又は個人

(3) 対象活動

歩道のゴミ拾いや除草作業等の「清掃・美化」

植樹帯での花植えや水やり等の「緑花」

歩道部横断歩道付近等の「除排雪」

3 支援内容

(1) PR活動

- ・ 団体名等を記載した表示板を活動場所に設置することができます。
- ・ 広報となみをはじめ、各種広報媒体を利用してみなさんの活動を紹介します。

(2) 保険への加入

- ・ 作業中のケガや事故に備えて、傷害保険、賠償責任保険への加入を行います。
(※加入手続きや保険料は、市で負担します。)

補償内容

賠償責任保険	対人対物共通1億円限度（免責0円）
死亡・後遺障害	295万円
入院日額	4,000円
通院日額	2,600円

(3) その他

- ・ ゴミ袋、軍手等の支給(予算の範囲内)
- ・ 資機材の貸与
- ・ 収集したゴミ、草の処理
- ・ ボランティアポイントの付与
- ・ 道水路等維持修繕事業の適用

4 参加申込みと必要な手続き

